

検 定 意 見 書

受理番号 25-73		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
1	上巻 表見返		(カンガルーマーク)このマークのついたところは、6年で学習することと決められたものではありません。興味があれば、自分で取り組んでみましょう。	該当する箇所が本文中になく、相互に矛盾している。	3-(1)				
2	2	図	「人類の進化」中の「新人」	200万年前～100万年前に登場し、縫製した衣服を着ていたかのように誤解するおそれのある図である。	3-(3)				
3	2	図	「大陸と陸続きのころの日本列島」中の「現在の地形」	理解し難い表現である。	3-(3)				
4	22	側注	「世界文化遺産」の中の「1990年、国際連合の機関の一つであるユネスコ(国連教育科学文化機関)は、総会で世界遺産条約を定めました。」	世界遺産条約の成立年が誤りである。	3-(1)				
5	22	キャプション	現在の法隆寺は、670年の火災後に再建されたものだとする説もあります。	非再建説が有力であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
6	23	図	「創建されたころの法隆寺」の中の畠と農業をする人々(左下)	法隆寺の境内に畠が存在し、そこで農業が行われていたかのように誤解するおそれのある図である。	3-(3)				
7	25	8 - 9	この改革によって、土地や人々は国のものとなり、農民が国に納める税の制度も統一されました。	「大化の改新」で実現されたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
8	25	9 - 10	日本と名のようになったのもこのころです。	国号の成立時期について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
9	25	側注	「貴族」の中の「天皇から高い位をあたえられ、高い給料をあたえられた一族のことです。」	「一族」とするのは不正確である。	3-(1)				
10	27	9	溝部文四郎	不正確である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 25-73		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
11	27	図	「国分寺の分布」の旧国界	旧国界の一部が欠落しており, 不正確である。	3-(1)				
12	33	キャプション	藤原道長 (44ページの「巖島神社」, 74ページの「日光東照宮」も同様)	「国宝」の表記が欠落しており, 藤原道長の肖像として使われている『紫式部日記絵詞』(藤田美術館蔵)が国宝に指定されていないかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
13	34	1 - 5	9世紀の終わりには, …遣唐使がとりやめになりました。その後, 中国の文化をもとにした新しい文化が生まれました。たとえば, 漢字をもとにして, 日本独自のひらがなとかたかながつくられ,	遣唐使の停止後に「ひらがなとかたかな」がつくられたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
14	35	15 - 17	遣唐使がとりやめになって, 大陸とのつながりが弱くなったことで, 新しい文化が生まれ, 栄えたんだね。	平安時代の「新しい文化」と大陸との関係について, 誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
15	35	キャプション	「十二単」の中の「正装とし着られました」	脱字である。	3-(2)				
16	38	1 - 2	世界文化遺産に指定されている (39ページ1~2行目, 下巻73ページ10~11行目も同様)	「指定」は不正確である。	3-(1)				
17	41	図	「武士の一日」	武士の生活について, 誤解するおそれのある図である。	3-(3)				
18	45	7 - 8	頼朝は, 弟の源義経らを平泉(岩手県)から京都にせめのぼらせ	平泉にいた義経が頼朝の命令を受け, 平泉から京都へと進軍したかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
19	46	キャプション	「鎌倉のようす」の中の「頼朝は, 敵にせめこまれにくい地形を生かしました。しかも内陸との交通は, 山をけずってつくらせた, 馬が1頭通れるくらいの道幅しかない, せまい道に限りまし	頼朝の時代に切通がつくられたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
			た。この道は, 切通とよばれました。」						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 25-73		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
20	47	17 - 26	都(京都)の貴族たちは、幕府をたおす兵を集めました(承久の乱)。…京都へとせめ上り、貴族たちを武力でおさえました。	承久の乱が貴族対武士の戦いだったかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
21	48	キャプション	「てつほう 元軍が用いた武器で、火薬の光と音で敵をおどろかせました。」	中に鉄片等が入れられていたことが明らかになっており、現在の学説状況に照らして、不正確である。	3-(1)	
22	54	図	「金閣の内部の建築様式」の中の「2層 寝殿造と書院造が合わさったつくり(武家造)」	2層の建築様式について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
23	59	キャプション	「備前国福岡」の中の「港の宿場」	「港の宿場」というのは、理解し難い表現である。	3-(3)	
24	73	図	「江戸のまちの広がり」の中の「広小路」	「広小路」が固有名詞であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
25	79	キャプション	「出島」の中の「出島からで出るときは」	誤記である。	3-(2)	
26	80	図	「外国との交流」	樺太及び樺太経由の大陸の産物の交易場所について、誤解するおそれのある図である。	3-(3)	
27	88	キャプション	「飛脚」の中の「幕府の書類を運ぶ飛脚は、二人一組で走りました。江戸・大阪間を最短で3日で運びました。」	二人の飛脚が江戸・大阪間を走り続けたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
28	92	7	松坂(三重県)	88ページの大阪は「大阪」の表記を用いており、相互に矛盾している。	3-(1)	
29	92	13 - 16	国学は、有力な町民や百姓のあいだに広まり、その後、国学を学んだ人のあいだから、将軍や大名による政治を批判し、天皇中心の政治にもどそうとする動きが出てきました。	尊王運動を起こしたのが「有力な町民や百姓」であったかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 25-73		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
30	93	図	「寺子屋のようす」	写真が裏焼きであり, 不正確である。	3-(1)	
31	97	1	学問が広がったのは, 身分や年齢に関係なく自由に学問を学ぶことができたから (同ページ中の他の「自由に学問を学ぶこと」も同様)	江戸時代における学問の「自由」について, 誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
32	105	キャプション	二条城(京都市)で政権を天皇に返すことを大名に伝える徳川慶喜	「大名に伝える」とするのは, 不正確である。	3-(1)	
33	107	9	町民	同じページに頻出する「町人」との関係が理解し難い表現である。	3-(3)	
34	112	図	年表の中の「1870 明治維新」	年と「おもなできごと」との関係が理解し難い表現である。	3-(3)	
35	118	図	「日本の国境」の中の「(1897年)」	この地図が示す時期として不正確である。	3-(1)	
36	121	グラフ	「日清戦争と日露戦争のひかく」の中の戦費「2.0億人」 (128ページも同様)	誤記である。	3-(2)	
37	122	12	ソウル (134ページの地図も同様)	1919年当時の地名として不正確である。	3-(1)	
38	122	側注	「満州」の中の「日露戦争のあと, 満州の支配権をめぐる, 日本とロシアと中国の関係がしだいに悪化するようになりました」	日露戦争後の満州をめぐる国際関係について, 誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
39	130	図	「日本の輸出額の移り変わり」	縦軸の単位がパーセントになっており, 輸出額の変化を示す図として理解し難い。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 25-73		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
40	136	側注	「ナンキンの占領」の中の「日本軍が、占領したナンキンで、ほりよにした兵士をはじめ、多くの人々の生命をうばったと外国に報じられ、非難を受けました。(ナンキン事件)」	「ナンキン事件」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
41	137	15	アジア・太平洋戦争	理解し難い表現である。	3-(3)	
42	138	11	朝鮮では、朝鮮の人々の姓名を日本名に改めさせたり	創氏改名について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
43	151	11 - 12	東京では、白いヘルメットのミリタリーポリス(軍警察)によって治安が守られました。	占領下の東京における治安維持について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
44	154	図	「サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約のおもな内容」の中の「サンフランシスコ講和条約の調印式」	条約の名称が相互に矛盾している。	3-(1)	
45	156	キャプション	「アメリカ軍の飛行機を修理する日本の工場」の中の「各務原市」のルビ「かかみはら」	不正確である。	3-(1)	
46	157	9 - 13	こうしたなかで、農村から都市へと多くの人々が移り住みました。そのいっぽうで、急速な経済の発展は、水や空気をよごし、各地で公害を引きおこしました。…主張が認められました。	オイルショックから1988年の出来事に続いて記されており、その時期に公害問題と公害反対運動が発生したかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
47	159	1 - 4	社会保障の充実を求める人々の考え方も、…健康保険や年金などの社会保障制度も、この時期にととのえられました。	1970年代の家電・自動車の普及、1990年代のパソコン・携帯電話の普及に続いて記されており、社会保障制度の整備時期について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
48	161	表	「ノーベル賞日本人受賞者」の中の「江崎玲於奈」のルビ「えざきれおな」	不正確である。	3-(1)	
49	下巻 37	3 - 4	県や国も支援するしくみなっているんだね。	脱字である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 25-73		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
50	43	写真キャプション	コンゴ	誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
51	46	2	昔からつながりを	脱字である。	3-(2)	
52	46	写真キャプション	日本に連れてこられた朝鮮の陶工によってはじめられました。	脱字である。	3-(2)	
53	48	12 - 15	韓国の文字はハングルといい、15世紀の半ばにつくられました。ハングルができるまでは漢字を使っていたこともあり、…似ているものもあります。	ハングルと漢字の使用について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
54	62	1 - 3	44ページの写真のタンカーは、サウジアラビアから日本へ石油を運んできました。	44ページの写真と本文とが相互に矛盾している。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。